



生物多様性条約

COP10の成果と愛知目標



はじめに…

生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には、森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した 3,000 万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものがいて、お互いにつながりあい、支えあって生きています。私たち人間も地球という大きな生態系の一員であり、地球によって生かされているのです。

ところが、私たち人間は、世界各地で生態系を破壊し、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせています。今、地球上の生きものは、人為的な要因により、これまで経験したことがないような速いスピードで絶滅しています。私たちは、生物多様性の重要性をあらためて認識し、緊急にそして効果的な行動を起こさなければなりません。

3つの多様性 生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

1. 生態系の多様性



森、里、川、海などいろいろなタイプの自然があります。

2. 種の多様性



鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいます。

3. 遺伝子の多様性



同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があります。

目次

はじめに… 生物多様性とは	P 1
生物多様性がもたらす恵み	P 2
生物多様性の危機	P 3
COP 10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議)	P 4
新戦略計画と愛知目標	P 5 - 6
愛知目標 — 20 の個別目標	P 7 - 12
ABS 名古屋議定書	P 13 - 14
SATOYAMA イニシアティブ	P 15
民間参画・地方自治体	P 16
その他の決定に関する主な内容	P 17 - 19
COP10 の決定事項一覧	P 20
生物多様性条約のあゆみ	P 21 - 22



生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。私たちが日々あたりまえと思っている事柄の多くは、生物多様性がもたらす恵みと深く関連しています。

生命の存立基盤 私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生みだされてきたものです。雲の生成や雨による水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、森林・湿原が水を蓄える働きなどが関係しています。豊かな土壌は、動物の死骸（しがい）や植物が分解されて形成され、窒素・リンなどの栄養分が森から河川、そして海までつながり、豊かな生態系をはぐくんでいます。生物多様性は、地球上のすべての生命の根源となっています。



有用性の源泉 私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など、さまざまな生物を利用することで成り立っています。農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのつながりの中で育ちます。水産物もプランクトンや海藻・貝・魚などがつながりあう海の生態系の恵みです。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見されました。農作物の品種改良は、野生種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い・病気に強いといった優れた性質を選び出すことによって行われてきました。

豊かな文化の根源 各地域には、地域固有の生物多様性とも深く関連したさまざまな知識や技術、豊かな感性や美意識が培われています。例えば、全国各地には、漬け物、味噌、しょうゆ、日本酒など、地域の微生物と食材が織りなす地域固有の食文化があります。

安全・安心の基礎 豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止、安全な飲み水の確保につながります。サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残されていた地域で、津波の被害が小さかった例も報告されています。また、農薬や化学肥料を使いすぎないことは、食べものの安全性を高めるばかりでなく、生態系の健全性を高めることを通じて、土壌微生物の活動を活発にし、天敵による害虫防除の機能を発揮します。

生態系サービスの価値の換算事例



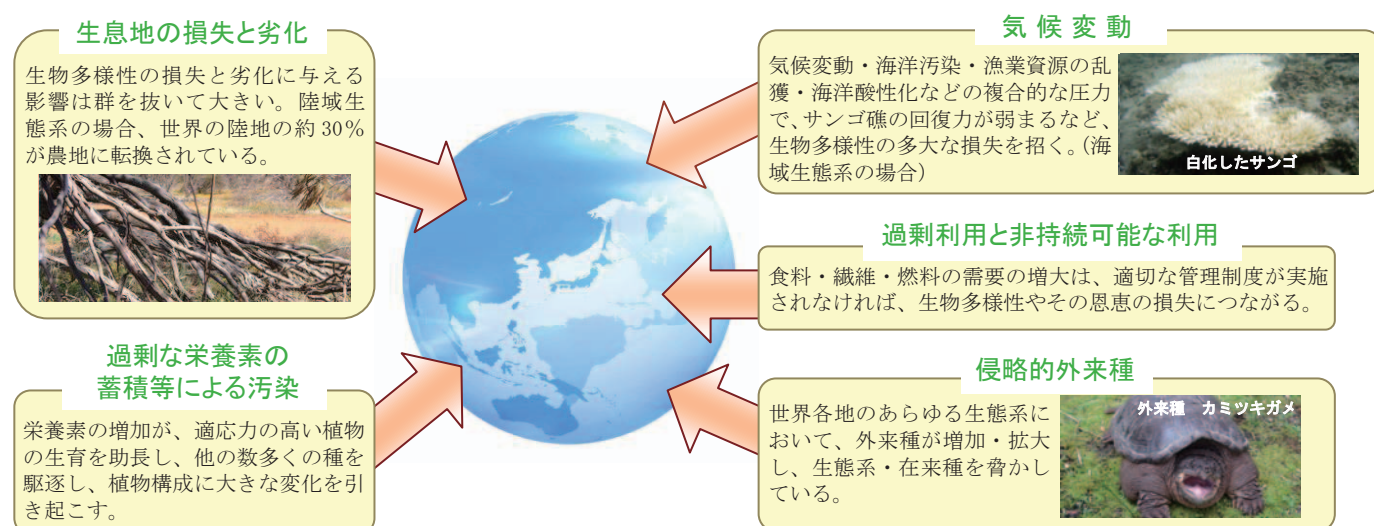
生物多様性の危機

危機に瀕する生物多様性

生物多様性は、世界各地でさまざまな危機に瀕しています。

世界の森林は、毎年 520 万ヘクタール（九州と四国を足した面積程度）が消失しています（世界森林資源評価 2010）。サンゴ礁は 19% が既に失われ、さらに今後 10 ～ 20 年の間に 15% が、20 ～ 40 年のうちに 20% が失われる可能性があります。また、動物・植物などの種のうち、IUCN が評価した 47,677 種の 3 割強が絶滅のおそれのある種（IUCN レッドリスト 2009）であり、人類は、種の絶滅速度を自然状態の 1,000 倍に加速させています（ミレニアム生態系評価）。

各国の報告書を踏まえて 2010 年 5 月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第 3 版（GB03）」では、生物多様性の損失に直接つながる 5 つの要因として、生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積、侵略的外来種、気候変動を挙げ、これらすべてが継続あるいは増加していると判断しています。これらの要因は組み合わさって作用し、生物多様性への複合的な圧力を生み出します。



日本の生物多様性の現状

日本には知られているだけで 9 万種以上、分類されていないものも含めると 30 万種を超える生きものがいると推定されており、狭い国土面積にもかかわらず、たくさんの種類の生きものがいます。しかし、脊椎動物（哺乳類・両生類・爬虫類等）・維管束植物（シダ植物および種子植物）の約 4 分の 1 が絶滅のおそれのある種となっています。



タンチョウ 絶滅危惧Ⅱ類



メダカ 絶滅危惧Ⅱ類

分類群ごとの絶滅危惧種の割合

絶滅危惧種 環境省レッドリスト
2694種 → 3155種
1991年 2007年

🌿 哺乳類：24.0%	🌿 鳥類：13.1%	🌿 爬虫類：31.6%
🌿 両生類：32.3%	🌿 汽水・淡水魚類：25.3%	🌿 維管束植物：23.8%

COP 10 — 生物多様性条約第 10 回締約国会議

生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（COP：Conference of the Parties）は、おおむね 2 年に 1 回開催されます。

COP10＝生物多様性条約第 10 回締約国会議は、2010 年 10 月 18 日から 29 日まで、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で、「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」をスローガンに開催されました。松本環境大臣が議長をつとめ、世界各地から 180 の締約国と関係国際機関、NGO 等のオブザーバーも含めて、計 13,000 人以上が参加し、過去最大の締約国会議となりました。

また、会場周辺では地元の愛知県、名古屋市、経済団体等からなる COP10 支援実行委員会が主催した「生物多様性交流フェア」が開催され、NGO、企業、自治体などによる 200 近いブースが設置され、約 118,000 人の方々が訪れました。

生物多様性条約

特定の地域・種の保全にとどまらず、生物多様性の保全のための包括的な枠組みの必要性を踏まえて、1992 年に採択され、1993 年に発効した条約。
①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とし、193 の国と地域が加盟している。

（2011 年 3 月 現在）

COP10 の背景

COP10 には 3 つの大きな意義がありました。

① COP10 は、2002 年の COP6 で採択された「生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という「2010 年目標」の目標年にあたり、空白期間を設けることなく、2011 年以降の新たな世界目標となる「ポスト 2010 年目標（新戦略計画）」を決定することが必要とされていました。② 2006 年の COP8 で「遺伝資源の取得と利益配分（ABS）」に関して、COP10 までに国際的な枠組みの検討を終えることが採択されており、国際的な枠組みに合意することが求められていました。③ 国連が定めた「国際生物多様性年」に開催され、世界各地でさまざまなイベントが開催されるなど、かつてないほどに生物多様性の問題への関心が高まっていました。

COP10 の主な成果

COP10 での議題は多岐にわたり、新戦略計画・愛知目標と、名古屋議定書の採択を主な成果として、合計 47 の決定が採択されました。

- 🌿 新戦略計画・愛知目標（ポスト 2010 年目標）
- 🌿 遺伝資源の取得と利益配分「ABS（Access and Benefit Sharing）」に関する名古屋議定書
- 🌿 資源動員戦略
- 🌿 持続可能な利用
- 🌿 世界植物保全戦略
- 🌿 海洋と沿岸の生物多様性
- 🌿 気候変動と生物多様性
- 🌿 ビジネスと生物多様性等多様な主体との協力 ほか



10 月 18 日 COP10 全体会合



10 月 30 日未明 COP10 閉会式

新戦略計画と愛知目標

COP10 では、生物多様性に関する 2011 年以降の新たな世界目標である条約の新戦略計画が採択されました。新戦略計画の長期目標は「自然と共生する世界」の実現です。私たちが生態系から受ける恩恵を絶やさないためにも、地球規模での生物多様性の保全と回復をめざし、緊急かつに効果的な行動を起こすことが求められています。そのための具体的な行動目標として、2020 年あるいは 2015 年までをターゲットにした 20 項目からなる「愛知目標」があります。

【新戦略計画が採択された背景】

2002 年の COP6（オランダ・ハーグ）において、「生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という「2010 年目標」を含む「生物多様性条約戦略計画」（以下「戦略計画」という）が採択され、この目標の達成に向けた取組が世界各地で進められてきました。

しかし、各国から提出された報告書を踏まえて 2010 年 5 月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第 3 版（GB03）」では、2010 年目標について 15 の評価指標のうち、9 つの指標で悪化傾向が示され、「2010 年目標は達成されず、生物多様性は引き続き減少している」と結論付けました。

さらに、このまま損失が続くと、生態系が自己回復できる限界値である「転換点（tipping point）」を超え、将来世代に対して取り返しのつかない事態を招くおそれがあり、人類が過去 1 万年にわたって依存してきた比較的安定した環境条件が来世紀以降も続くかどうかは、次の 10 ～ 20 年間の行動によって決まると指摘されました。

こうした危機感の中、COP10 では、2011 年以降の新たな戦略計画や愛知目標が議論され、採択されました。

転換点（ティッピングポイント）とは？

GB03 では、転換点を「ある生態系が全く新しい状態へ移行するような状況」と定義しています。この転換点を迎えると、地域もしくは地球規模のスケールで、生物多様性と生物多様性が支える生態系サービスに甚大な変化が生じ、すぐに回復させることは困難になります。このままの損失が続けば、いずれ転換点を迎える可能性が高いとされ、科学者や政策立案者にとって大きな関心事となっている一方で、事前に正確に予測することは、現状ではほぼ不可能とされています。

【愛知目標の策定を受けて】

愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための柔軟な枠組みとして位置付けられ、今後各国が、生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められています。

わが国は、COP10 で採択された愛知目標の達成に向けて、2012 年中を目途に生物多様性国家戦略の改定を進めていきます。

VISION 長期目標 “Living in harmony with nature” 自然と共生する世界

戦略計画の長期目標（ビジョン）は、「自然と共生する」世界の実現が掲げられています。それは、「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界です。

ここで示された「自然との共生」の概念は、2010年1月に日本から生物多様性条約事務局に提案したもので、わが国において古くから培われてきた自然共生の考え方や知恵が、広く世界各国の理解と共感を得たものといえます。

MISSION 短期目標 効果的かつ緊急な行動を起こすこと

2020年までの短期目標（ミッション）は、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することです。

これによって2020年までに回復力のある生態系と、そこから得られる恩恵が継続されることを確保し、そして、地球の生命の多様性を確保し、人類の福利（人間のゆたかな暮らし）と貧困解消に貢献します。

このためには、①生物多様性への圧力（損失原因）の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用 ②遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ③適切な資金・能力の促進 ④生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながる（主流化）⑤効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定、を必要としています。



長期目標（Vision）2050年 「自然と共生する “Living in harmony with nature”」世界

短期目標（Mission）2020年 生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施する

個別目標

- | | |
|---|---|
| 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する | 目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地などにより保全される |
| 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる | 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される |
| 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・提供される | 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される |
| 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する | 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される |
| 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する |
| 目標6 水産資源が持続的に漁獲される | 目標16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される |
| 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される | 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する |
| 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる | 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される |
| 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される | 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される |
| 目標10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する | 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する |

愛知目標 — 20 の個別目標

COP10 では、生物多様性の損失を止めるために愛知目標として 20 の個別目標が決まりました。

戦略目標 A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

日常生活や社会経済活動においてさまざまな立場の人々が、生物多様性の保全や持続可能な利用にむけた行動に積極的に参加することが必要です。そのため、広報・教育・普及啓発（CEPA）によって、可能な限りすべての人々が生物多様性の価値や保全にむけた行動、たとえば個人の消費やライフスタイルを変えること等について理解することが重要です。

しかしながら、日本でも、生物多様性という言葉やその意味については十分に知られていない状況です。



森林再生に取り組む学生たち

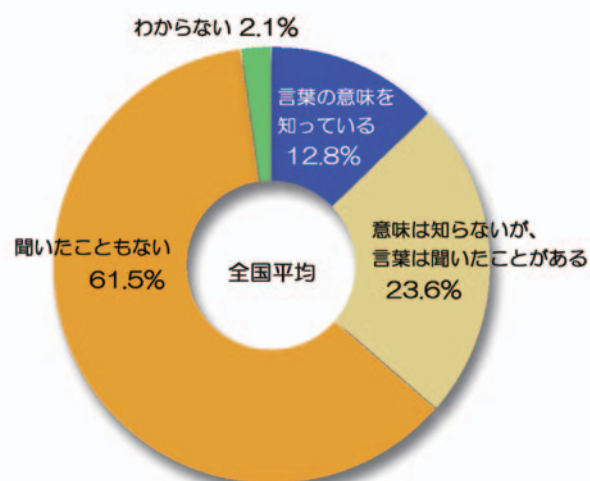
静岡県立下田高等学校南伊豆分校 提供

目標 2

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

生物多様性が支える生態系サービスの価値は全世界で数兆ドルに相当するといわれています。この価値を国や地方自治体の様々な意思決定に組み込むことは、政策決定者が生物多様性の損失による影響を適切に評価することにつながります。このため、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）や生態系サービスへの支払い制度といった取組が進められています。

問：生物多様性という言葉の意味を知っていますか？



出典：内閣府 2009 年
「環境問題に関する世論調査」

目標 3

遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和する形で、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

第一次産業等の自然と深い関わりをもつ産業に対する奨励措置の中には、結果的に生物多様性に悪影響を与えているものもあります。たとえば、ヨーロッパでは漁獲能力の向上につながる漁船の更新や燃料への補助金が、結果的に乱獲をもたらすことが指摘されています。その一方で、水産資源のモニタリングの奨励等生物多様性の保全と持続可能な利用につながる奨励措置もあります。様々な主体が生物多様性にとって有益となる行動を促すことにつながる措置を提供することが求められています。

目標 4

遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

自然資源の利用を環境容量の範囲内で持続可能な形で行うためには、総需要を削減するとともに、資源利用やエネルギー効率を向上させる必要があります。例えば、人間が使う資源の供給とそのプロセスで出る廃棄物を処理できる陸地・水域の面積を算出した値である「エコロジカル・フットプリント」の考え方に基づけば、既に地球の環境容量を超えた利用がされていると指摘されています。政府・ビジネスなどあらゆる関係者が持続可能な形での自然資源の利用計画を策定・実施していく必要があります。

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

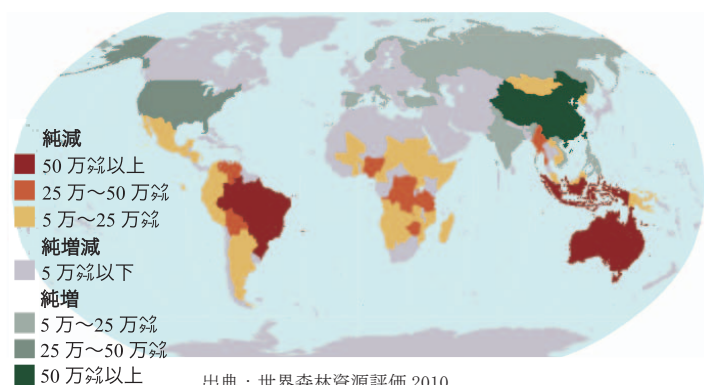
目標 5

2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

陸域の動植物の過半数は森林に生息し、その大半は熱帯林に生息していると推定されており、生物多様性を保全していく上で森林を含む自然生息地の保全は重要です。世界の森林面積は約 40 億ヘクタールで、2000 年から 2010 年の森林面積の純変化（推計値）は、年平均で 520 万ヘクタール（九州と四国を足した面積程度）で、1990 年代の 830 万ヘクタールに比べると減少しています。

しかし、熱帯林を中心に森林減少は続いており、特にアフリカや南アメリカなどでは森林面積の減少が最も大きくなっています。一方で、北欧や中国のように増加に転じている国もあります。

2005-2010 年の国ごとの森林面積の変化（ヘクタール / 年）



出典：世界森林資源評価 2010
(Global forest resources assessment 2010)

目標 6

2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿った生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

漁業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であり、持続可能な漁獲のためには、それを支える生態系の健全さを保つことが必要です。しかし、評価可能な世界の漁業資源の約 80 %が、最大限あるいは過剰に漁獲され、漁業資源の総バイオマス量は 1977 年から 11%減少したといわれています（FAO 試算）。生態系の健全さを保つため、エコシステム・アプローチに基づき、利用している魚種の個体数の増減に合わせた回復計画の策定等を通じた漁業資源のより良い管理が必要です。



日本の持続可能な定置網技術を海外に普及（インドネシア）

東京海洋大学・富山県水見市 提供

愛知目標 — 20 の個別目標

目標 7

2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

私たちの暮らしに直接かかわる農林水産業は、生物多様性とも深くつながっています。食料・繊維・燃料の需要の増大は、自然資源の過剰な利用につながり、生物多様性や生態系サービスの損失を引き起こします。今、生物多様性に配慮し、人にとっても安全で安定した農林水産物の供給が求められています。日本で

も「生きもののブランド米」などの認証産品が各地で販売されており、こうした生物多様性に配慮した事業者が増えることも重要です。



水田に生息する生きものに配慮した「生きもののブランド米」（豊岡市）



目標 9

2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。



特定外来生物 アライグマ

侵略的外来種は生物多様性にとっての主要な脅威の一つです。全大陸のあらゆる生態系において、外来種の数が増加し、拡大の速度も増してお

り、侵略的外来種によって世界経済への被害は1兆4,000億ドル以上になる可能性があるといわれています。外来種の脅威に対しては、①侵入の防止、②侵入の初期段階での発見と対応、③定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があります。



特定外来生物 グリーンアノール

EIC ネット 提供

目標 8

2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。

化学肥料の使用などにより増加した栄養素（主に窒素とリン）等による汚染は、藻類や一部の細菌の生育を助長し、湖沼やサンゴ礁等の生態系における貴重な生態系サービスの損失を引き起こすと同時に、水質にも悪影響を及ぼし、特に湿地・沿岸・海洋域における生物多様性に対する脅威となっています。アジア・中南米・アフリカの大部分は、今後20年間に窒素蓄積の水準が上がると予測されており、汚染源の管理が重要です。

目標 10

2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

様々な生態系サービスを供給し、多くの人々の暮らしを支えるサンゴ礁は、気候変動に対する脆弱性が高いといわれており、近年海水温の上昇等による大規模な白化現象が世界的に頻繁に発生しています。さらに大気中のCO₂濃度の上昇に伴い、海水中のCO₂が増加し海水の酸性化が進むと、炭酸カルシウムを主成分とするサンゴの骨格やプランクトンの殻が十分に形成されなくなる可能性があります。この結果、サンゴ礁における生態系のバランスが崩れることが懸念されています。サンゴ礁では海水の酸性化や水温上昇以外のストレスを減らすことによって、その影響を抑え、脆弱性が改善される可能性があるため、汚染や過剰利用等のその他の圧力を減らす必要があります。



白化したサンゴ／タイ・ブーケット島
（独）国立環境研究所 提供

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標 11

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

現在、世界の約13%の陸域と約5%の沿岸域が保護地域等によって保護されています。陸域の保護地域はわずかに増加している一方で、十分に管理されているのは2割ほどだと指摘されており、管理の有効性にはばらつきがあり、管理能力の向上が必要です。また、それぞれの生物の生態特性に応じて、生育・生息空間のつながりや、適切に配置された生態学的ネットワークを形成していくことが重要です。

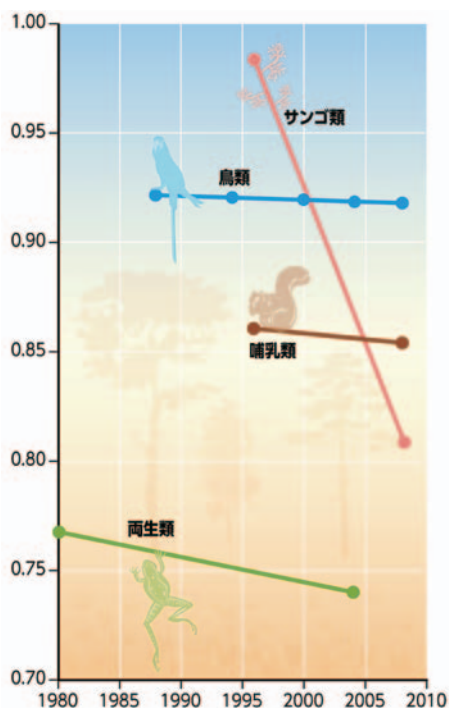
なお、わが国の自然環境保全を直接の目的とした保護地域制度には、自然環境保全地域、自然公園、生息地等保護区、鳥獣保護区、国有林における保護林が挙げられ、自然公園については、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園を合わせた面積は541万haと国土の約14.3%を占めています。



釧路湿原国立公園

目標 12

2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。



出典：レッドリスト指数（IUCN）

野生の脊椎動物の個体数は、1970年から2006年の間に、地球規模で平均約3分の1が失われ、特に熱帯地域（59%）と淡水生態系（41%）で深刻な減少がみられます。「レッドリスト指数」によると、最大の危険に直面しているのは両生類で、最も急速に状況が悪化しているのは、暖水域の造礁サンゴです。環境省レッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が絶滅危惧種となっています。これらの種の絶滅や減少をくい止めるための対策を進めていきます。

目標 13

2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

ある生物種の集団が遺伝的に多様であれば、環境の変化があった場合にも生き残る可能性は高くなると考えられます。栽培植物や農園動物、家畜、その野生近縁種の生物多様性は減少しており、貴重な種の多様性も減少しています。このため域内保全や遺伝子バンクの整備などの取組が必要です。

愛知目標 — 20 の個別目標

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
----------	---

水や食料、医薬品の提供などの生態系サービスに関連する陸上、淡水及び海洋生態系の保全・回復は、特にそれらの生態系サービスへの依存の度合いが高い貧困層や先住民・地域社会にとってとりわけ重要です。途上国の約 80%の人が、主に植物に由来する伝統薬に依存しており、世界保健機関（WHO）の推定によると、ガーナやナイジェリアなどでは、発熱した子どもの 60%が自宅での薬草療法に頼っています。一方で、食料や医薬品に用いられる多くの鳥類・哺乳類や、薬用植物が大きな絶滅リスクに直面しています。



© Marielle van Uiter / UNDP Picture This

目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
----------	---

気候変動の緩和には、二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することに加え、多くの炭素を貯蔵している森林や湿原等の生態系を保全することも重要です。さらに劣化した生態系を再生させていくことで、生態系の回復力を向上させ、気候変動への適応にも貢献することができます。これらの取組は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、国連砂漠化対処条約（UNCCD）等と連携し、相乗効果を生み出すことができます。GB03 によれば、平均気温の上昇を 2℃未満に抑えるという気候変動の緩和策と、生態系の回復対策等が並行して進められれば、転換点が回避される可能性は極めて高いとされています。

目標 16	2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
----------	--



炭素を貯蔵する森林や湿原

COP10 で採択された名古屋議定書の当面の目標はその締結と議定書の発効です。50 カ国が締結した 90 日後に、名古屋議定書は発効します。このため、各国には、議定書に対応した国内制度の整備を進めることが求められています。

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
------------------	---

現在、170 カ国以上（締約国の 87 %）が、生物多様性国家戦略および行動計画（NBSAP）を策定・改定をしています。これらを通して、多くの国々で、法律や作業計画が新たに整備されるなど、多岐にわたる取組が促進されています。各締約国は、2015 年までに愛知目標を踏まえた国家戦略を策定・改定し、効果的な取組を実施していくことが求められています。わが国も 2012 年中を目途に国家戦略の改定を行う予定です。

目標 18	2020 年までに生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識・工夫・慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
------------------	---

生物多様性条約の第 8 条（j）項では、生物多様性の持続可能な利用に関して先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行を尊重し、保存し維持することなどを掲げています。一方で多くの少数民族の言語が消滅の危機にあると考えられ、伝統的知識の継承が課題となっています。



生物多様性国家戦略 2010 パンフレット

目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
------------------	---

各国は、生物多様性に対する脅威を把握し、生物多様性の保全と持続可能な利用にむけた取組の優先度を決定するための情報を必要としています。さらに生物多様性に関する知識の向上と、生物多様性・生態系サービスの価値や機能のさらなる把握も必要です。本目標達成に向けては、新しい研究、新技術の開発、モニタリングを促進する他、既に利用可能な知識については、国レベル及び世界レベルで情報交換センター（CHM）を更に発展させていくことも有効です。

目標 20	少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての財源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。
------------------	---

ほとんどの国、特に開発途上国では、人材や財源の面から条約を実施していくための能力は限られています。愛知目標の達成にむけて、特に政府開発援助（ODA）や各種の基金を通じた開発途上国への支援強化が重要です。

ABS 名古屋議定書

遺伝資源の取得と利益配分（ABS（Access and Benefit Sharing））とは

生物多様性条約の3つ目の目的に「遺伝資源から得られる利益の公正で衡平な配分」があります。例えば、遺伝資源の提供国（主として途上国）の微生物に含まれる遺伝資源を利用して、利用国（主として先進国）の製薬企業等が新しい医薬品を開発した際に、その販売から得られた利益を提供国にも適切に配分し、当該国の生物多様性の保全に役立てようという仕組みにつながるものです。

遺伝資源

利用価値のある、または価値を有する可能性のある遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）のこと。

この仕組みを通して、①遺伝資源の円滑な取得（アクセス）が行われ、②それにより開発した医療品等が人類の福利へ貢献し、③得られた利益の適切な配分によって世界的に生物多様性保全が推進される、という提供国・利用国双方にとって利益になることが理想とされています。

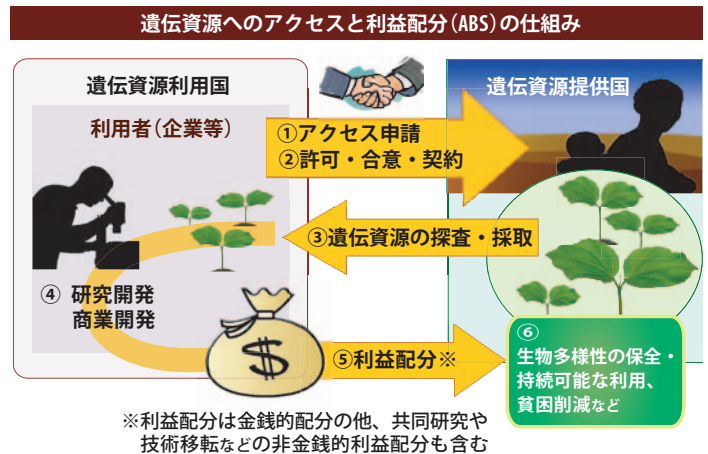
しかし、途上国からは、「自国の国内法に反し、遺伝資源が不正に海外に持ち出された場合でも、それらを利用国において取り締まる手段がない」との不満がありました。一方、先進国からは、「提供国での取得（アクセス）に対する厳しい規制や、手続きが不透明なことなどにより遺伝資源の円滑な利用ができない」といった不満がありました。

ABS を適切に運営する仕組みとして、2002 年の COP6 において「ボン・ガイドライン」が採択されましたが、途上国は、依然として遺伝資源が不正に持ち出されており、このような海賊行為（バイオパイラシー）を防ぐためには、ABS の適切な実施を促すための法的拘束力を持った議定書の採択が必要と強く主張していました。2006 年の COP8 では、ABS に関する国際的な枠組みの検討を COP10 までに終了させることが決定されました。

COP10 で ABS 名古屋議定書を採択

COP 8 以降、COP10 までの国際的な枠組みの検討終了を目指し、作業部会などで精力的に議論が重ねられてきました。しかし、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、COP10 期間中での議定書採択が危ぶまれました。事務レベルでは交渉期限とされた最終日前日の 28 日 24 時を過ぎても交渉はまとまりませんでした。

このため最終日の 29 日の朝に、COP10 議長である松本環境大臣から議定書の議長案が提示され、この案をもとに閣僚級の議論が重ねられ、最終的には各締約国が互いに譲歩するかたちで、「名古屋議定書」が採択されました。



10月30日未明 名古屋議定書採択に沸き立つ会場

ABS名古屋議定書の概要

生物多様性条約では、各締約国は自国の天然資源に対して主権を持ち、その取扱は各国の国内法で定めることができます。このため、名古屋議定書は、遺伝資源の取得は各国の制度で定めることとしています。また利益配分については当事者間の契約に委ねることとしています。そして、自国の国内で利用されている遺伝資源が、提供国の事前同意などを得て取得されたものかどうかを確認し、これに反している場合は利用国の制度で適切な措置を取る、というユニークな構造を持ちます。具体的には、名古屋議定書は、①1つ以上の監視機関を置き、②そこでは自国にある遺伝資源が、提供国の事前同意や相互合意条件（契約）を得ているかなどを確認し、③その情報を国際的な情報交換センターに登録する、という国際的な確認のための手続きなどを規定しています。

ABSに関する名古屋議定書の概要

この他、議定書では、遺伝資源を取得する際の手続きの明確性や透明性の確保を求めています。また、感染症の拡大等の緊急事態においては、例えばワクチンなどの医療薬の開発などのために必要な遺伝資源の取得にあたって特別の配慮を行うこととしており、非商業目的の研究についても配慮を求めています。

目的 ・遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献 遺伝資源の利用 ・バイオテクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物学的化学的な構成に係る研究開発の実施 範囲 ・生物多様性条約の範囲の遺伝資源 ・生物多様性条約に関連する伝統的知識 ・それらの利用により生じる利益 公正かつ衡平な利益配分 ・相互合意条約（契約）に基づき当事者間で公正かつ衡平に配分 アクセス ・各締約国は、ABSに係る手続きの法的確実性、明確性、透明性を確保	特別の考慮 ・非商業目的の研究 ・緊急事態における特別の対応 利益配分のための多国間メカニズム ・国境をまたぐ遺伝資源の場合又は事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討 ABSに係る国内法又は規則に関する遵守 ・自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制に従って利用されるよう適切な措置をとる 遺伝資源の利用に係る監視 ・各締約国は、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定
---	---

さらに、遺伝資源が国境をまたいで存在する場合や、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討することとしています。

ABS名古屋議定書の発効に向けて

名古屋議定書は、50 か国目の締約国が締結した日から 90 日後に発効します。

名古屋議定書が発効されることにより、

- ①提供国の国内制度の透明性、明確性、法的確実性が確保され、円滑な遺伝資源の取得が可能になること、
 - ②公正かつ衡平な利益配分が促進され、生物多様性の保全とその持続可能な利用が強化されること、
 - ③提供国のABSに関する国内制度の遵守が促進され、遺伝資源の適切な利用が推進されること、
- などが期待されています。

わが国は議定書の締結に向けて、国内制度の検討・整備を進めていきます。また議定書の早期発効に向けて、国際的にはABS 多国間資金メカニズムの検討を各国と連携しながら進めていきます。

SATOYAMA イニシアティブ



和歌山県有田川町あらぎ島

「自然共生社会の実現」に向けて

人々の暮らしや生物多様性を守るためには、原生的な自然環境だけではなく、農業や林業などの人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境の保全も重要です。こうした自然環境は多様な生物の生息場所となるなど、生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしますが、都市化や地域における産業構造の変化、急激な人口の増加や過疎化・高齢化などにより、世界の多くの場所で危機に瀕しています。

わが国においても、里地里山の管理や再活性化は、過疎化や地域に根差した一次産業の衰退が進む中で長年取り組んできている大きな課題です。このような状況を踏まえ、COP10のスローガンともなった「自然との共生」を実現するため、COP10議長国として、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱し、諸外国や関係機関と問題意識を共有しつつ、世界規模で検討し、取組を進めていくことにしました。

具体的には、長期目標である「自然共生社会の実現」を図るため、行動指針や視点に則した取組を進め、自然のプロセスに沿った、農林水産業をはじめとする社会・経済活動の維持発展に貢献していくこととしています。



「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」

SATOYAMA イニシアティブの考え方に基づいた具体的な取組を進めていくにあたり、参加団体間の情報共有や連携した活動を促すための枠組みとして、COP10 期間中に政府や NGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等が「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」(IPSI) を発足させました。また、2011 年 3 月 10 - 11 日に愛知県名古屋市で IPSI 第一回定例会合が開催され、18 団体からなる運営委員会が設立されるとともに、パートナー数は 12 カ国政府を含めた 74 団体となりました。

さらに COP10 では、SATOYAMA イニシアティブを、生物多様性および人類の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなり得るものと認識するとともに、締約国やその他の政府および関連機関に対して、SATOYAMA イニシアティブを更に発展させるために IPSI へ参加することを勧奨することなどを決定しました (X/32)。今後は、IPSI の活動の充実・発展を通じ、SATOYAMA イニシアティブの一層の推進を図っていくこととしています。

2010 年 10 月 19 日 発足



民間参画・地方自治体

民間参画 — ビジネスと生物多様性

2006 年の COP8 において、民間参画に関する決定が初めて採択されました。この中では、ビジネス部門は生物多様性に重大な影響を与えているものの、条約実施への貢献が最も少ない利害関係者とみなされた一方で、ビジネス部門の優秀な取組を奨励することにより条約実施に大きな貢献をもたらす可能性があることが示されました。COP9 では開催国ドイツ政府の主導で「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が提唱され、生物多様性に先進的な取組を行う約 40 の企業が参加しています。

COP10 では、国や地域レベルで取組が始まったビジネスと生物多様性イニシアティブ間の国際的な連携を図るため、グローバルプラットフォームの設置を奨励すること等が決められました（X /21）。

生物多様性民間参画パートナーシップ

COP10 期間中に、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に対する民間参画を推進する「生物多様性民間参画パートナーシップ」が発足しました。

本パートナーシップは、経団連自然保護協議会、日本商工会議所、経済同友会が中心となり、国際自然保護連合（IUCN）日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省、経済産業省が協力しながら、中小企業や一次産業を含む幅広い事業者の参加を得て、生物多様性に関する日本の先進的取組等の海外への発信を目指します。

参加の要件は、行動指針（1 項目以上）に沿った活動を実践、推進する意思があることで、2011 年 3 月現在 456 団体の参加を得ています。

生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

WEB 生物多様性民間参画パートナーシップ
<http://www.bd-partner.org/>

地方自治体

COP10 では、2011 年から 2020 年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されました。この行動計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたって、地方自治体の持つ役割を認識し、地方自治体に「生物多様性地域戦略」の策定や普及啓発などを求めています。また、締約国や他の政府機関に対し、行動計画の実施を奨励することが決定されました（X /22）。



COP10 支援実行委員会 提供

さらに、COP10 期間中には、愛知県、名古屋市が中心となり、30 ヶ国・249 団体（国内自治体 129 団体、海外自治体 56 団体、国際機関等 64）、約 700 人の参加を得て、自治体における生物多様性の取組の推進を議論する「生物多様性国際自治体会議」を開催し、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定しました。

その他の決定に関する主な内容

資源動員戦略 (X /3)

しっかりとした指標ができるなどの条件で、COP11 の際に目標を採択すること、目標設定にあたっては、条約の3つの目的達成に貢献するため、2020 年までに途上国への毎年の国際的資金フローを増加させることも検討することが決定された。

COP10 での議論は、COP 9 で決定された「資源動員戦略」のフォローアップのためのもので、焦点は、「戦略」の進捗状況をモニターするための指標及び目標でした。途上国側は、具体的な金額目標の明記を強く求めましたが、先進国側は、しっかりとした指標無しにそのような目標を設定するという議論に応じられないとし交渉が非常に難航しました。最終的に、途上国側は具体的目標設定の要求を取り下げ、指標についての議論が行われ、しっかりとした指標ができるなどの条件で、COP11 の際に目標を採択すること等が決定されました。

世界植物保全戦略 2011-2020 (X /17)

新たな数値目標を盛り込んだ 2011 年から 2020 年までの「世界植物保全戦略」が決定され、また、この戦略が各国の状況に合わせた枠組みであること、国際機関等に対し、その実施に向けて開発途上国に対する支援を招請することが確認された。

現在、地球上では、6 万～10 万種に及ぶ植物が絶滅の危機に瀕しています。COP10 では、2002 年に策定された世界植物保全戦略の改定が行われ、より高い数値目標を掲げた 16 の目標をたてました。

※ () 内は 2002 年の目標数値

- ◆ 各生態的地域または植生タイプの 15%を保護すること。(10%から↑)
- ◆ 絶滅危惧種の最も重要な生育地の 75%を保護すること。(50%から↑)
- ◆ 絶滅危惧植物種の 75%を生育域内で保全すること。(60%から↑)
- ◆ 絶滅危惧植物種の 75%を生育域外で保全し、(60%から↑)
20%を種の回復事業の対象とすること。(10%から↑) など



絶滅危惧 II 類 (Ⅱ) オキナグサ

海洋と沿岸の生物多様性 (X /29)

保護地域の設置やネットワークを図ること、海洋酸性化等の気候変動に関連することも含めて海洋と沿岸の生物多様性を各国の生物多様性国家戦略等に組み入れることなどを促進することが決定された。

2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された「ヨハネスブルグ実施計画」では、「2012 年までに海洋保護区のネットワークを構築する」ことが盛り込まれていますが、保護区の設定自体が限定的で進捗が遅れていることが指摘され、各国等は目標を達成するよう求められました。その他、生態学的及び生物学的に重要な海域 (EBSA) に関する締約国や政府間機関の理解の向上や、気候変動に関連した海洋酸性化の影響の検討等、様々な課題の対応について採択されました。

わが国は、「海洋生物多様性保全戦略」を策定 (2011 年 3 月) し、生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報等の充実や、海洋生物多様性に影響を与える要因に応じた軽減策の遂行、海洋保護区の拡大と管理の充実やネットワーク化等を推進していくことにしています。

生物多様性と気候変動 (X /33)

森林の劣化・減少による温室効果ガス排出の削減等 REDD +（プラス）の活動に関する生物多様性の保全措置や影響評価について、生物多様性条約事務局が助言や検討を行うことや、2012 年の国連持続可能な開発会議（RIO+20）を見据え、他のリオ条約（国連気候変動枠組条約及び国連砂漠化対処条約）との共同活動の検討を行うことが決定された。

REDD とは、開発途上国における森林の減少や劣化を回避することで、温室効果ガスの排出を削減する取組をいいます。これに、森林の保全や持続可能な管理、森林における炭素蓄積・増加の取組を含めて REDD + と呼ばれています。これらは、国連気候変動枠組条約において議論されていますが、生物多様性にも関連しているものです。COP10 では、REDD + の活動に対する生物多様性の保全措置や影響評価について生物多様性条約事務局が助言・検討することが決定されました。また地球工学（ジオエンジニアリング）について、適切な考慮がなされるまでは、生物多様性に悪影響を与える可能性のある地球工学活動は行わないことが決定されました。

さらに、COP10 では、2012 年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれる国連持続可能な開発会議（RIO+20）を見据え、気候変動枠組条約だけではなく、砂漠化対処条約も含めた「リオ 3 条約」の連携を深め、気候変動・生物多様性・土地荒廃などに関する共同活動の検討を行うことが決定されました。



水田決議の実施の奨励 (X /34)

農業の生物多様性 (X/34) において、特に水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の決議 31「水田決議」を歓迎し、締約国にその実施を求めることが決定された。

2008 年に韓国において開催されたラムサール条約第 10 回締約国会議では、生物の生息地としての水田の重要性を認識し、生物多様性を高める農法や水管理の推進を求める「水田決議（湿地システムとしての水田における生物多様性の向上）」が採択されました。COP10 においても、農業と生物多様性の決定の中で、この「水田決議」を歓迎し、各締約国にその実施を求めることが決定されました。

ラムサール条約

特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地と動植物の保全促進を目的とする条約で、登録湿地は、160 ヶ国・1,923 ヶ所で、合計面積は、約 18,711 万²に及びます。

(2011 年 3 月現在)

侵略的外来種 (X /38)

ペット、水族館・動植物園の展示生物、生き餌・生食料として導入された侵略的外来種の拡散等に関する既存の国際的な規制枠組みの隙間の解消に向けて専門家グループを設置することが決定された。

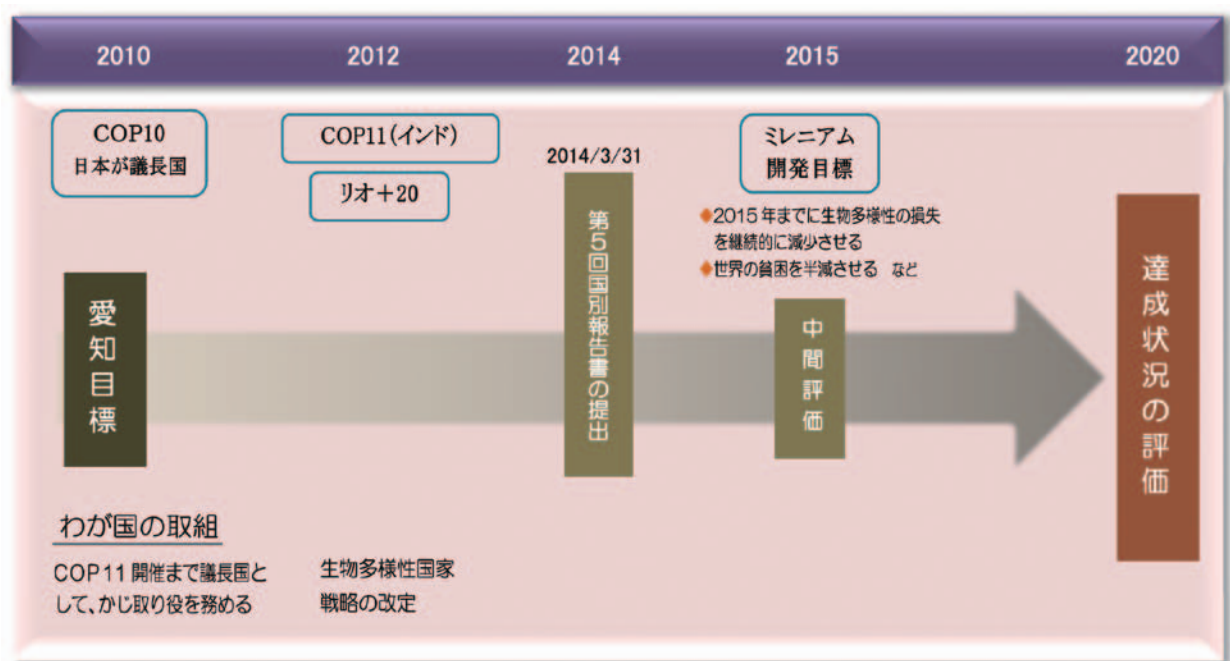
ペットや水族館・動植物園の展示生物、生き餌・生食料として持ち込まれた種の中には、国際獣疫事務局（OIE）や、国際植物防疫条約（IPPC）などの有害動植物による被害を防止するための既存の国際的な規制の枠組みから外れているものの、侵略的外来種として生態系等に被害を及ぼすものがあります。COP10 では、こうした既存の規制の枠組みの隙間を解消していくため、専門家グループを設置し検討を行うことなどが決定されました。

その他の決定に関する主な内容

国連生物多様性の10年 (The United Nations Decade on Biodiversity 2011 – 2020) (X /8)

世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、日本が提案していた「国連生物多様性の10年」は、COP10において、国連総会で採択するよう勧告することが決まりました。そして、2010年12月の第65回国連総会で、2011年から2020年までの10年間を、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とする決議が採択されました。

わが国においても、この10年間でビジネス、自治体を含む国内の幅広い層に対し、愛知目標の目標達成に向けた具体的な行動を促す重点期間と位置づけ、有識者や関係機関で構成される「国連生物多様性の10年国内委員会」を設立し、幅広い主体の参加を促すための取組を行っていきます。



IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(X /11)

(Intergovernmental science - policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)

生物多様性に関する様々な課題に取り組むには、科学的な知見が重要です。このため、科学と政策のつながりを強化し、世界中の科学者の研究を基に政策提言を行う機関の設置が求められています。

すでに、気候変動の分野では、国際的な専門家で作る「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」があり、科学的知見、経済学的な分析、対策のオプションなどを検証しています。IPBESは“生物多様性版 IPCC”ともいわれ、2011年中に第1回目の総会が開催される予定です。

- | | |
|----------|---|
| 2010年 6月 | 国連環境計画 (UNEP) の関連会合で IPBES の設立の必要性を基本合意 (釜山・韓国) |
| 同 年 10月 | COP10 で国連総会に対し IPBES の早期設立の検討を奨励することなどが決定 |
| 同 年 12月 | 第 65 回国連総会で UNEP に対し、できるだけ早期に IPBES の態様や体制を決定するための総会の開催を要請する決議を採択 |
| 2011年 2月 | UNEP 管理理事会において 2011 年中に IPBES の第 1 回の総会を開催することが決定 |

COP10 の決定事項一覧

1	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
2	2011 年から 2020 年までの戦略計画及び愛知目標
3	条約の 3 つの目的の達成を支援するための資源動員戦略
4	地球規模生物多様性概況第 3 版：条約の将来の実施のための推論
5	2011 年から 2020 年までの戦略計画と条約の実施
6	開発及び貧困根絶と生物多様性の統合
7	成果指向型の最終目標、目標、関連指標の検討と 2010 年以降に向けた調整事項の検討
8	国連生物多様性の 10 年 2011 - 2020 年
9	締約国会議の開催頻度を含む 2011 年 - 2020 年の多年度作業計画
10	国別報告：第 5 回国別報告書に対する提案と現在までの経過の検討
11	生物多様性、生態系サービスと人類の福利に関する科学と政策のインターフェースと政府間会合の成果に対する考察
12	科学技術助言補助機関 (SBSTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice) の効率を改善する手段と方法
13	新規かつ緊急の検討事項
14	決定の廃止
15	科学上及び技術上の協力とクリアリングハウスメカニズム
16	技術移転及び協力
17	更新された世界植物保全戦略 2011-2020 年の統合
18	コミュニケーション、教育、普及啓発 (CEPA) と国際生物多様性年
19	ジェンダーの主流化
20	他条約及び国際組織、イニシアティブとの協力
21	ビジネスの参画
22	準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画



23	生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画
24	経済的メカニズムに対するガイダンスの検討
25	資金メカニズムに対する追加的ガイダンス
26	資金メカニズム：地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility) 信託基金の第 6 次増資期間における条約実施に必要な資金額の評価
27	資金メカニズム第 4 次有効性レビューに対する準備
28	内陸水の生物多様性
29	海洋と沿岸の生物多様性
30	山地の生物多様性
31	保護地域
32	生物多様性の持続可能な利用
33	生物多様性と気候変動
34	農業の生物多様性
35	乾燥地及び半湿潤地の生物多様性
36	森林の生物多様性
37	バイオ燃料と生物多様性
38	侵略的外来種
39	世界分類学イニシアティブ
40	条約の作業における先住民と地域社会の参加促進メカニズム
41	伝統的知識の保護のための制度の要素
42	先住民及び地域社会の文化及び知的遺産を尊重するための Tkarihwaïé:ri 倫理行動規範
43	第 8 条 (j) 項 及びその関連規定を実施するための多年度作業計画
44	奨励措置
45	条約の運営及び 2011-2012 年の 2 ヶ年作業計画のための予算
46	第 11 回締約国会議の開催日程及び開催地
47	日本国政府及び日本国民への謝辞



生物多様性条約のあゆみ

これまでの経緯

1992年にブラジルで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)で署名が開始され、条約の目的の実現に向け、2年に1度、締約国会議(COP)が開かれています。条約の第6条において、締約国に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成することを求めており、わが国はこれまで4回にわたって生物多様性国家戦略を策定してきました。

5月 第5回締約国会議(COP5) ナイロビ(ケニア)

農業、乾燥地・半湿潤地、伝統的知識の作業計画の採択
遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する作業部会の設置など

1月 生物多様性条約特別締約国会議(ExCOP) モントリオール(カナダ)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の採択

2月 生物多様性条約特別締約国会議(ExCOP) カルタヘナ(コロンビア)

5月 第4回締約国会議(COP4) ブラチスラバ(スロヴァキア)

内陸水、森林、海洋・沿岸の生物多様性に関する作業計画の採択
伝統的知識に関する作業部会の設置など

11月 第2回締約国会議(COP2) ジャカルタ(インドネシア)

事務局常設地の決定(カナダ・モントリオール)

バイオセーフティに関する作業部会の設置

海洋沿岸生物多様性に関する指針(ジャカルタ・マンドート)の採択など



10月 「生物多様性国家戦略」の決定

12月 「生物多様性条約」発効



5月 わが国が条約を締結

11月 第3回締約国会議(COP3) ブエノス・アイレス(アルゼンチン)

GEFとの覚書締結、アジェンダ21の実施の再検討など

11-12月 第1回締約国会議(COP1) ナッソー(パハマ)

締約国会議の手続き規則の採択、常設事務局の指定

科学技術助言補助機関(SBSTTA)の設置

暫定的資金供与制度としての地球環境ファシリティ(GEF)の指定

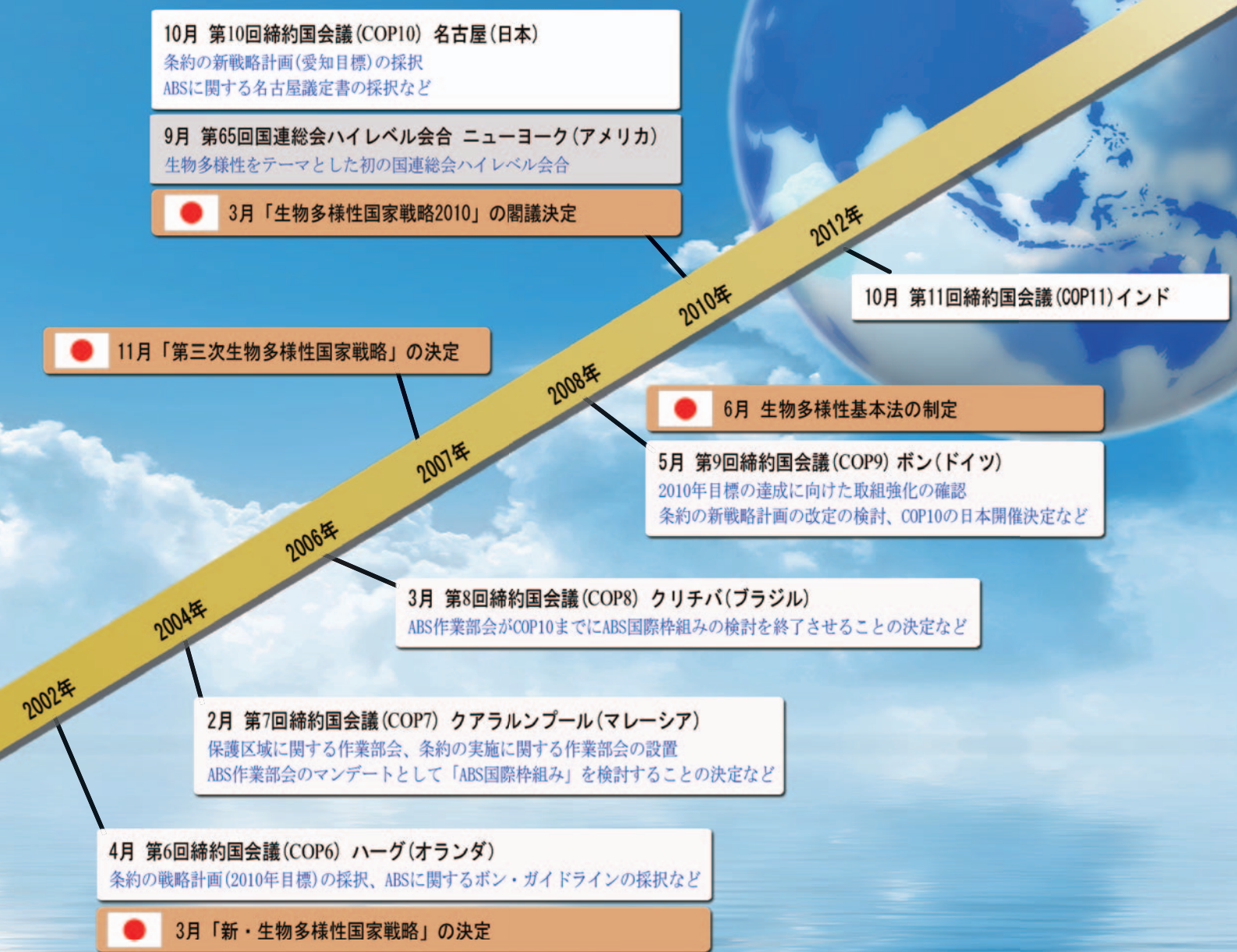
事務局及び締約国会議の組織的事項に関する決定など

6月 環境と開発に関する国連会議(UNCED) リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)

生物多様性条約署名開始、わが国が署名

5月 生物多様性条約(CBD) 合意テキスト採択会議 ナイロビ(ケニア)

生物多様性条約(CBD)採択



今後の予定

わが国はCOP11(2012年10月)までの2年間、生物多様性条約の議長国を務めます。COP11までには、ABS名古屋議定書政府間委員会(ICNP-1:2011年6月、ICNP-2:2012年4月)や、科学技術助言補助機関会合(SBSTTA15:2011年11月、SBSTTA16:2012年4月)条約実施に関する作業部会(WGRI4)の他、各作業部会、専門家会合等、多数の会合が開催されます。



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

編集・発行：環境省 自然環境局 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
Ministry of the Environment
E-mail: NBSAP@env.go.jp 編集協力：(株)Jリポート 平成23年3月発行

©Ministry of the Environment 2011